

鳩山町コミュニティ・マルシェ
まちおこしカフェ利用規約（製造室・調理室の貸し出し）

更新日：190609
作成：RFA

まちおこしカフェ 利用規約

本規約はまちおこしカフェ運営が円滑に実施されるように作成されたものです。ご利用申込時に必ずお読みください。

1. 本規約の適用

本規約は、またはまちおこしカフェ製造室・調理室を利用する「製造室・調理室利用者」に適用されるものとします。本規約に記載のない事項に関しては、指定管理者（株式会社RFA）と利用者の間で協議の上決定することとします。

2. 製造室・調理室の貸し出し利用に関わる規約

(1) 製造室利用の条件

①製造室利用者は、まちおこしカフェおよび外部イベント等への出品、または料理教室などを目的として、まちおこしカフェの製造室を使用することができるものとします。製造室は、菓子製造業の営業許可を取得しています。

②製造したものを販売する場合は、商品の製造から包装までを製造室で行う必要があります。そのため、製造から包装までを完了できるように製造室利用時間を設定するものとします。

③製造室利用者は、指定管理者に下記の利用料を支払うものとします。ただし、製造室を利用して製造された商品をまちおこしカフェに出品しない場合は、**3倍の料金**がかかります。

- ・午前 9:00～13:00（4時間） 1,000円
- ・午後 13:00～17:00（4時間） 1,000円

④製造室利用者は、製造室の利用により排出されたゴミを利用者自身で持ち帰ることとします。

(2) 製造室で製造・販売できるものの条件

①菓子製造業の営業許可で製造・販売ができるもの

- ・パン(サンドイッチを除く)
- ・クッキー、ケーキ
- ・あられ、まんじゅう、せんべいなど

②菓子製造業の営業許可で製造・販売ができないもの

- ・サンドイッチ、弁当
- ・アイスクリーム、アイスシャーベット、アイスキャンデー、
- ・粉乳、練乳、発酵乳、クリーム、バター、チーズ、その他乳を主原料とする食品
- ・ハム、ソーセージ、ベーコン、その他これらに類するもの
- ・魚肉ハム、魚肉ソーセージ、鯨肉ベーコン、その他これらに類するもの
- ・味噌、しょうゆ、ソース
- ・酒類
- ・豆腐、納豆
- ・麺類
- ・煮物、つくだ煮、焼物、いため物、揚物、蒸し物、酢の物又はあえ物などの惣菜
- ・かん詰又はびん詰食品
- ・生種、いり種、コーンカップ、アンゼリカ、フォンダント、フラワーペースト、その他の製菓材料並びにジャム及びマーマレード類
- ・粉末ジュース、インスタントコーヒー、みそ汁のもと、ふりかけ類、ドーナツのもと、その他の粉末食品
- ・ギョウザ、コロケ、ハンバーグその他のそう菜の半製品、こんにゃく、ちくわぶその他のそう菜材料及びしそ巻、たいみそその他のそう菜類似食品

(3) 調理室利用の条件

鳩山町コミュニティ・マルシェ
まちおこしカフェ利用規約（製造室・調理室の貸し出し）

更新日：190609
作成：RFA

- ①調理室利用者は、まちおこしカフェおよび外部イベント等への出品、または料理教室などを目的として、まちおこしカフェの調理室を使用することができるものとします。調理室は、飲食店営業の営業許可を取得しています。惣菜製造業の許可は取得していません。
- ②製造したものを販売する場合は、商品の製造から包装までを調理室で行う必要があります。そのため、製造から包装までを完了できるように調理室利用時間を設定するものとします。
- ③調理室利用者は、指定管理者に下記の利用料を支払うものとします。ただし、調理室を利用して製造された商品をまちおこしカフェに出品しない場合は、**3倍の料金**がかかります。
 - ・午前 9:00～13:00（4時間） 1,000円
 - ・午後 13:00～17:00（4時間） 1,000円
- ④調理室利用者は、調理室の利用により排出されたゴミを利用者自身で持ち帰ることとします。

(4) 調理室で製造・販売できるものの条件

①飲食店営業許可で製造・販売できるもの

- ・弁当（まちおこしカフェでの販売、食品販売業の許可のある場所への販売委託とも可能）
- ・惣菜（まちおこしカフェでの販売のみ可能。まちおこしカフェ以外の場所には、販売を委託することはできません）

※弁当の定義は、「主食・副菜があり、1食がその弁当のみで完結すること」です。主菜がなく、副菜のみであれば「惣菜」となります。

(5) 製造室・調理室の利用申込み方法

①利用申請の方法

利用を希望する者は、事前に指定の書類を提出するものとします。提出された書類を元に、町と指定管理者で審査を行い、利用の可否を決定します。

②提出書類

- ・利用申請書
 - ・製造予定の商品の写真
 - ・食品衛生責任者の資格を証明するもの
- ※栄養士・調理師・製菓衛生士などの有資格者、食品衛生責任者養成講習受講者等の証明
- ・製造にたずさわる全員分の保菌検査（検便）の検査成績書（検査項目 赤痢・サルモネラ・o-157）の写し（1年以内のもの）
 - ・食品営業賠償共済または製造物責任保険（PL保険）の加入証明書（申込書控えでも可）の写し

③承認書の交付

②の書類を提出後、指定管理者で参加申請の審査を行い、1週間以内にメールまたは電話にて審査結果をご連絡します。

(6) 利用日の予約方法

- ①利用日は事前に鳩山町コミュニティ・マルシェに来館の上、予約するものとします。
 - ②予約は鳩山町コミュニティ・マルシェのパソコンを使用し、フォーム登録にて行います。
 - ③予約はフォーム登録および利用料の支払いを以て完了します。
 - ④予約の受付は、希望日の1か月前から開始します。（3月1日に借りたい場合は2月1日から受付開始）
 - ⑤予約受付開始日に希望多数となった場合は抽選を行い、利用者を決定することとします。
- ※調理室は、運営者の予約が先に入ることがあります。その場合は運営者の予約が優先となります。
- ※製造室・調理室を同時に使用することも可能です。

(7) 利用日の予約キャンセル

利用日まで1週間を切ったキャンセルは、キャンセル料金が発生いたします。

①キャンセル料金は以下の金額になります。

ご予約の1週間前 使用料の半額

鳩山町コミュニティ・マルシェ
まちおこしカフェ利用規約（製造室・調理室の貸し出し）

更新日：190609
作成：RFA

ご予約の前日・当日 使用料全額

②ご予約日の前々日までにご連絡いただければ、日程の振替が可能です。ご予約日から3か月以内の日程で振替日を指定してください。

③キャンセル料金はご来館時にお支払いいただくか、下記口座までお振込みお願いいたします。

銀行名：ゆうちょ銀行

支店名：〇一八

口座種別：普通

口座番号：6888093

名義：株式会社アール・エフ・エー

カナ：カアールエフエー

(8) 一日の運営方法

①製造室および調理室を利用できるのは、予約日の9:00～17:45とします。利用時間はこの時間内で自由に決定できるものとします。

②前日に材料・備品を持ち込む場合は、前日にも製造室および調理室を予約する必要があるものとし、別途基本使用料2,000円をいただきます。

③利用者は、一日の営業終了後に清掃および自身で持ち込んだ備品や消耗品の撤去を行うものとします。

④利用者は、一日の営業終了後に調理室の備品について、破損や不具合がないかどうかを指定管理者とともに確認するものとします。

⑤ゴミは運営者自身で持ち帰る場合は無料とし、マルシェに処理を委託する場合は営業終了後に一日300円を支払うこととします

(9) 設備・備品

製造室・調理室利用者は、製造室・調理室にある設備・備品を使用することができるものとします。

（設備・備品一覧はキッチン備品一覧を参照）

(10) 製造室・調理室利用者が準備すべきもの

①調理に必要な材料は、調味料も含め全て利用者が持ち込むものとします。

②調理時は調理に適した服装を心掛け、マスクやゴム手袋など衛生管理上必要な消耗品は製造者で用意するものとします。

③商品を衛生的に包装するための袋や、成分表示のラベルなどは利用者自身で準備してください。

(11) 成分表示

①製造室・調理室を利用して製造した商品を販売する際は、個包装のうえ成分表示を記載する必要があります。

②製造された成分表示には、下記をすべて記載する必要があります。

- ・名称（その商品を表す一般的な名称）
- ・原材料名（使用した原材料を重量の割合の多いものから順に表示する）
- ・内容量（計量法に基づきグラム、ミリリットル、個数などの単位を明記）
- ・賞味期限あるいは消費期限（「平成〇年〇月〇日」などと表示）
- ・保存方法（「10℃以下で保存すること」などと表示）
- ・製造業者（指定管理者である「株式会社RFA 東京都台東区上野桜木1-7-5-103」と記載してください）

い）

③製造者名の欄には、製造室を管理している指定管理者「株式会社RFA」を記載することとします。自身の屋号や店名の表示を希望する場合は、成分表示以外の場所に記載するものとします。

(12) 精算

①精算について

1. 製造室・調理室使用料は予約時にお支払いいただきます。

(13)食中毒発生の場合の対応

- ①利用者として提供した飲食物による食中毒が発生し、賠償金などが発生した場合は、利用者自身で負担していただきます。
- ②利用者は食品営業賠償共済または製造物責任保険(PL保険)への加入を必須とします。
- ③事業者として既に加わっている場合は、賠償がマルシェでの営業にも適用されることを確認の上、加入証明書を提出することとします。

(14)器物破損の場合の対応

- ①利用者は一日の営業終了後に、必ず備品チェックシートを用いて備品の破損がないか、指定管理者とともに確認することとします。
- ②備品などの器物の破損が認められた場合は、利用者に弁償していただく場合があります。

3. 使用上および活動上の禁止事項

次の全てに関する行為を行うことを禁止します。禁止行為を行う、もしくは第三者による施設内でのその行為に協力したと運営者が見なした利用者は契約解除の対象となります。

また、当施設および当ビルの構造物、設備、備品を汚損、破損、紛失された場合はその損害を賠償していただきます。

- (1) まちおこしカフェにおいて衛生上有害な、もしくは危険な行為、又は近隣の迷惑、妨害となるような営業その他の行為をすること。
- (2) 本施設又はまちおこしカフェ内に危険物及び重量物、腐敗物、ペットを持ち込むこと。
- (3) 共用部分に物を置くこと等、共用部分を専用使用すること。
- (4) 契約者が利用権を譲渡すること。
- (5) 公序良俗に反する活動を行うこと。
- (6) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成する活動を行うこと。
- (7) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動を行うこと。
- (8) その他、不相当と当施設が認めた場合。

4. 災害対策、災害時の協力

本施設は災害発生時の避難場所の指定を受ける可能性があるため、災害発生時またはその恐れがあるとき、災害対策の為に必要と認められる時は、利用者も含め施設全体が協力する体勢をとります。

5. その他の条件

- (1) 喫煙
 - ・施設内は全エリア禁煙となっております。
- (2) 掃除
 - ・まちおこしカフェは、運営者各自で清掃して頂きます。
- (3) ゴミ
 - ・ゴミの処分は原則として各自で行います。処理に際しては、ビル及び地域の規則に従って頂きます。
- (4) 飲食行為
 - ・まちおこしカフェ内の飲食は臭気が強い飲み物・食べ物は避けてください。
- (5) オフィス空間としての維持
 - ・まちおこしカフェ利用の際、ほかの利用者の妨げるほどの迷惑音を出す行為は禁止します。
 - ・施設内での信仰宗教等の勧誘、ビラの配布等を禁止します。
- (6) 共通サービス内容

鳩山町コミュニティ・マルシェ
まちおこしカフェ利用規約（製造室・調理室の貸し出し）

更新日：190609
作成：RFA

・ワイヤレスインターネット接続 パスワード等は従業員にお尋ねください。

6. 免責事項

以下の項目に該当する場合、当施設ではその責任を負うことが出来ませんので ご了承ください。

- (1) 天災、火災、その他不可抗力により当施設の利用が困難になった場合の その利用に際する一切の損害。
- (2) ご利用者が上記ご利用規定項目、「禁止・注意」項目に違反されたため 当施設ご利用を謝絶することによって生じた一切の損害。
- (3) ご利用者および第三者の所有物や現金などの貴重品、その他これに類する 物の盗難・毀損による一切の被害。

7. 規約の変更

本規約は事前の承諾なしに変更されることがあります。変更を行う場合には、変更後の本規約の内容を、当社が適当と判断する方法によって、事前に会員に告知するものとします。当該告知に基づき変更後の本規約の内容を掲示した時点をもって変更の効力が生じるものとします。

その他ご不明な点は受付までお問合せください。